

○桑名市私立保育所等第三者評価受審促進事業補助金交付要綱

令和7年2月12日
告示第54号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の私立認可保育施設及び幼稚園（認定こども園の幼稚園部分を含む。以下「保育施設等」という。）が、保育について、公正かつ中立な第三者評価機関（以下「評価機関」という。）による第三者評価の受審の経費に対し、当該保育施設等に桑名市私立保育所等第三者評価受審促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、桑名市補助金等交付規則（平成16年桑名市規則第54号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内の保育施設等の設置者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする第三者評価の受審予定日又は受審した日の属する年度を含む過去5年度において、補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 評価機関が実施した第三者評価の結果（以下「評価結果」という。）を当該評価機関が公表することに同意していること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、評価機関が実施した第三者評価の受審費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額から第三者評価受審加算による加算額を減じて得た額とし、15万円を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施設型給付及び地域型保育給付を受けない保育施設等が第三者評価を受審した場合の補助金の額は、補助対象経費の額とし、15万円を上限とする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、桑名市私立保育所等第三者評価受審促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 評価機関との契約書の写し（第2条第2号の同意の事実が分かるもの）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは、交付の決定を行い、桑名市私立保育所等第三者評価受審促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、補助金を申請者が指定する口座に振り込むものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業が終了し、かつ、評価機関による評価結果の公表がされたときは、事業の終了後1月以内に桑名市私立保育所等第三者評価受審促進事業補助金実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 受審費用の領収書の写し
- (2) 評価結果が記載された報告書
- (3) 評価結果がホームページ等により広く公表されていることが分かる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 交付決定者は、前項の規定にかかわらず、評価機関による評価結果の公表がされていない場合であっても、市長がやむを得ないと認める場合に限り、実績報告書を提出することができる。
- 3 市長は、前項の場合において、評価機関による評価結果の公表後、速やかに当該公表がされたことが分かる資料を提出しなければならない。

(補助金の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定

を取り消すものとする。

(1) 申請内容に虚偽があったとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が発生したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

桑名市私立保育所等第三者評価受審促進事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）桑名市長

申請者 住 所
名 称
代表者
電話番号

桑名市私立保育所等第三者評価受審促進事業補助金の交付を受けたいので、桑名市私立保育所等第三者評価受審促進事業補助金交付要綱第 5 条の規定により申請します。なお、交付決定された場合、下記のとおり請求します。

記

申請金額 （請求額）	円	
受審機関名		
受審（予定）日	年 月 日 ～ 年 月 日 （ 日間）	
対象経費	受審費用 (A)	円
	第三者評価受審加算額 (B)	円
	差引額 (A)－(B) 千円未満切捨 (C)	円
	(C) または150,000円いずれか 低い額	円

振込先	金融機関名		支店名	
	口座種別 ※該当するものに○印	1.普通 2.当座		
	口座番号			
	フリガナ			
	口座名義			

添付書類	☐ 第三者評価機関との契約書の写し （第三者機関が評価結果を公表することに同意していることがわかるもの）
------	--

（申請者） 様

桑名市私立保育所等第三者評価受審促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました桑名市私立保育所等第三者評価受審促進事業補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、桑名市私立保育所等第三者評価受審促進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

桑名市長



記

- 1 補助金の額 円
- 2 補助金の対象となる費用 第三者評価受審費用
- 3 補助金等の交付の条件は、以下のとおりとする。
 - ① 桑名市私立保育所等第三者評価受審促進事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
 - ② この補助金を事業の目的以外に使用してはならない。
 - ③ 補助金の使途、事業内容について、監査をすることがあるため、それに応じること。
 - ④ 補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。

様式第 3 号（第 7 条関係）

桑名市私立保育所等第三者評価受審促進事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）桑名市長

申請者 住 所
名 称
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度桑名市私立保育所等第三者評価受審促進事業を完了したので、桑名市私立保育所等第三者評価受審促進事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

交付決定額	円	
受審機関名		
受審日	年 月 日 ～ 年 月 日 （ 日間）	
対象経費	受審費用 (A)	円
	第三者評価受審加算額 (B)	円
	差引額 (A) - (B) 千円未満切捨 (C)	円
	(C) または150,000円いずれか 低い額	円

添付書類	☐ 受審費用の領収書の写し ☐ 評価結果が記載された報告書 ☐ 評価結果がホームページ等により広く公表されていることが分かる資料
------	--

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)